

答申書

串本町役場庁舎建設検討委員会

平成 24 年 3 月 29 日

平成 24 年 3 月 29 日

串本町長 田 嶋 勝 正 様

串本町役場庁舎建設検討委員会
委員長 中筋 雄四郎



串本町役場庁舎建設基本構想の策定に係る答申について

平成 23 年 7 月 26 日付け串総第 499 号で諮問がありました串本町役場庁舎建設基本構想の策定に関して、本委員会で審議した結果について答申します。

答 申

現庁舎は、本庁舎本館建物・設備の老朽化、バリアフリーの不備、駐車場スペースの不足及び分庁方式等の様々な問題に併せ、これまでの合併協議における庁舎建設に係る方針に示されているように、地震・津波など災害発生時の中枢管理機能の役割を果たし、災害後の復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した施設が求められるものの、耐震性・安全性に問題を抱え、津波による浸水や倒壊の危険性がある。

こうした様々な問題を改善するためには新たな庁舎の建設を必要とする。

[新庁舎の機能について]

(1) 来庁する方の利便性に配慮

庁舎は、あらゆる人が利用する施設であるため、来庁者にとって安全で利用しやすく、親しみやすい施設であることが求められることから、車で訪れる方のために駐車スペースの充実を図り、効率的で適切な行政サービスを提供するため、総合案内やワンストップサービス化(窓口)を導入するなど、便利でわかりやすい窓口と案内機能の充実を図ることが求められる。

また、住民と行政との協働を推進するため、交流・相談の場を設けるとともに、町政に関する情報が容易に得られるような施設が求められる。

(2) 防災対策拠点

地震・津波など災害発生時に、被災状況を的確に把握し、関係機関と連携して、速やかに対応・対策がとれる活動拠点として、また、その後の復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した施設が求められる。

(3) 議会活動を推進する場

執行機関に対するチェック機関である町議会が、円滑にその活動が実施できるよう、議決機関としての独自性を確保でき、審議・調査が円滑に行える施設とし、また、誰もが容易に本会議を傍聴することができる施設が求められる。

(4) 行政サービス機能・業務効率の向上

新庁舎に統合することで、各行政部門が集約されることによって、住民に対する行政サービス機能及び業務効率の向上が図られる。

また、行政サービスの向上のため、今後さらに進化する高度情報化に対応できる庁舎として、配線等の工事が自在に対応可能な構造・施設とし、電子データの保護・管理、住民の個人情報や各種情報の漏洩防止等、情報セキュリティの強化が図られる施設が求められる。

(5) 環境に配慮

新庁舎の機能や活動を支える施設・設備については、省エネルギー・省資源化・長寿命化を重視した仕様や構造、設備システムを整備するなど、環境負荷の低減に配慮した施設が求められる。

(6) 高い経済効率

財政に与える影響をできるだけ抑えるため、決して過剰な投資とならないよう、長期にわたり庁舎としての機能を維持していくため、施設の長寿命化、維持管理の容易さ、将来必要となる改修への対応、設備更新への対応などの工夫により、長期的な維持管理経費の軽減が可能な、効率的かつ経済的な施設が求められる。

[庁舎建設の規模について]

駐車場を含め、基本的な機能のほか、防災拠点機能や町民利用機能などを考慮して、必要な機能を持ちつつも、贅沢な施設ではなく、組織改編等に対する自由度の高さや、事務の効率性を重視するとともに、維持管理等が容易に行え、長期的な維持管理経費の軽減が可能な、効率的かつ経済的で適正な規模の庁舎とすること。

[庁舎建設の候補地について]

庁舎は、地震・津波など災害発生時の活動拠点として、また、その後の復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した施設であることが求められ、現庁舎の立地では問題があると考えられる。

内閣府の中央防災会議において、平成23年4月27日に設置されました“東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会”で、平成23年9月28日にまとめられた報告のなかで、今後の地震・津波対策の方向性として、津波被害を軽減するための対策の1つに、『地震・津波に強いまちづくり』として、このなかで、「最大クラスの津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難場所、高齢者等災害時要援護者に関わる福祉施設や病院等については、津波による浸水リスクがないか、又はできるだけ浸水リスクが少ない場所に建設するべきである。」と示されている。

したがって、庁舎建設の候補地について、住民の利便性など、一般的な選定条件を考慮していく必要があるが、住民の利便性を考慮しつつ、人口集積地に近い串本町串本地内の津波被害を受けない安全な高台に建設する必要がある。

[庁舎建設の時期について]

建設に係る財源として合併特例債を活用することを前提として、合併特例債の発行期限である平成27年度までの建設を目標としてきたが、昨年3月11日に発生した東日本大震災以降の情勢により、合併特例債の期限が延長される見通しである。

しかしながら、本地域においても大規模の地震・津波の発生が指摘されているなか、特に太平洋に面し、東西約25kmにわたって広がる海岸部を有する串本町にとって危険性が非常に高いことから、津波対策を新庁舎建設の重要項目の1つに挙げているように、地震・津波に備え、津波被害を受けない安全な高台に早期の建設が望まれる。

[庁舎建設に係る事業費について]

財政状況が厳しいことから、慎重な財政計画のもとで、建設や維持管理のコストを十分認識しながら進めていく必要がある。

そのため、財政に与える影響をできるだけ抑えるため、決して過剰な投資とならないよう、長期にわたり庁舎としての機能を維持していくため、施設の長

寿命化、維持管理の容易さ、将来必要となる改修への対応、設備更新への対応などの工夫により、長期的な維持管理経費の軽減が可能な、効率的かつ経済的な庁舎にすべきである。

[現庁舎・跡地の活用について]

本庁舎、分庁舎共に、将来、大規模の地震・津波により、浸水・倒壊する恐れがある防災上の問題を抱えている。

一方で、現庁舎が位置するのは、地域の中心的な場所で、人口集積地の拠点となるので、本庁舎本館については、老朽化及び耐震性の問題を抱えていることで、仮に取り壊しても、その跡地の利用及び、他の庁舎については、地域住民の利便性に配慮した機能を有する施設、住民が集い交流する場となる施設、あるいは、観光案内所となる施設とするなど、現庁舎・跡地については、有効活用が図られるようそれぞれの地域事情等を考慮しながら検討されることを求める。

以上のこと踏まえ、財政状況が厳しく、また、串本町人口も減少傾向にあることから、慎重な財政計画のもとで、建設や維持管理のコストを十分考慮し、庁舎建設の実現に努められたい。

以上